

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年10月9日

札幌市水道事業管理者
水道局長 村上 文章

記

1 契約担当部局

〒060-0041
札幌市中央区大通東11丁目23番地
札幌市水道局総務部総務課契約係 電話011-211-7011
メールsuido-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 藻岩上の橋添架管ほか2橋水管橋点検調査業務
- (2) 仕 様 等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 契約書に示す着手の日から100日間
- (4) 履行場所 入札説明書のとおり
- (5) 入札方式 **事後審査入札方式**
- (6) 入札方法 電子入札システムにより総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「橋梁設計・監理業」、所在地区分「市内」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（平成25年1月31日総務部長決裁。以下「要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに登録されたICカードを所持する者であること。
- (4) 公共機関等が発注した橋梁の点検業務について、元請としての履行実績があること。
※公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約第3条第10号に掲げる機関をいう。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法 電子入札システムにより送信すること。
- (2) 入札説明書の交付
この告示の日から入札書の受付期間終了までの毎日、1時00分から23時00分まで、札幌市水道局入札情報サービスシステム（PPI）においてダウンロードすることができる。
- (3) 入札書受付期間
令和8年10月19日（月） 8時00分から
令和8年10月20日（火） 17時00分まで
- (4) 開札日時
令和8年10月21日（水） 9時30分

- (5) 開札場所
札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本庁舎 1 階 入札室
- (6) この電子入札案件において、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して入札書を提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、要領の定めるところによる。
- (7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市水道局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第11条各号及び札幌市水道局競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法
札幌市水道局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。なお、落札者の決定は、開札後に当該落札候補者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行う。
- (7) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

令和8年札幌市水道局告示第294号に基づく入札等については、札幌市水道局契約規程、札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年10月9日

2 契約担当部局

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目23番地

札幌市水道局総務部総務課契約係 電話011-211-7011

メールsuido-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 件名 藻岩上の橋添架管ほか2橋水管橋点検調査業務
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約書に示す着手の日から100日間
- (4) 履行場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方式 **事後審査入札方式**
- (6) 入札方法 電子入札システムにより総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「橋梁設計・監理業」、所在地区分「市内」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領（平成25年1月31日総務部長決裁。以下「要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに登録されたICカードを所持する者であること。
- (4) 公共機関等が発注した橋梁の点検業務について、元請としての履行実績があること。
※公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約第3条第10号に掲げる機関をいう。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ場所
上記2に同じ。
- (2) 入札書受付期間
令和8年10月19日（月） 8時00分から
令和8年10月20日（火） 17時00分まで
- (3) 開札日時
令和8年10月21日（水） 9時30分
- (4) 開札場所
札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本庁舎1階 入札室
- (5) 入札書の提出方法

電子入札システムにより送信すること。

- (6) この電子入札案件において、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して入札書を提出することが難しく、書面による提出を希望する者は、要領の定めに従い入札に参加すること。

※ 札幌市電子入札運用の手引きを参照。（財政局所管）

ア 提出方法

持参すること。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 5(2)の入札書受付期間終了日時までに提出すること。

- (7) 本件の仕様等に対する質問

ア 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙により入札書を提出する者は、電子メール又は書面の持参により質問を提出することができる。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示日から令和 8 年 10 月 14 日までに提出すること。（土曜日、日曜日及び休日を除く、9時から17時まで）

ウ 質問に対する回答

質問者に対しては、電子入札システムにより回答する。

質問に対する回答書は、電子入札システムにおいて閲覧することができる。

- (8) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第 11 条各号及び札幌市水道局競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 要領第 13 条による入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

- (9) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 発注を取りやめ、又は発注内容の仕様等に不備があったとき。

- (10) 入札執行回数

入札をした場合において、入札者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札システムにより再度入札の通知をしたうえで再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

- (11) 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市水道局契約規程第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市水道局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。なお、落札者の決定は、開札後に当該落札候補者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行う。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムのくじにより落札予定者の審査の順位を決定するものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4(4)に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（写し可。）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

本件の入札執行において入札が無効となった者は、上記5(10)に掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は水道事業管理者の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付又はこれに代える担保の提供を行わなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付又はこれに代える担保の提供が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に水道事業管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において水道事業管理者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 水道事業管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本局に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜、日曜及び休日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。提出場所は上記2に同じ。

以上